

# 岐阜県公報

号外(二) 令和二年三月二十七日

## 教育委員会規則

教育長に対する権限の委任等に関する規則及び岐阜県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月二十七日

岐阜県教育委員会

教育長 安 福 正 寿

### 岐阜県教育委員会規則第一号

教育長に対する権限の委任等に関する規則及び岐阜県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則

(教育長に対する権限の委任等に関する規則の一部改正)

第一条 教育長に対する権限の委任等に関する規則(昭和三十一年岐阜県教育委員会規則第十五号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項第十五号中「第四十七条の六第一項」を「第四十七条の五第一項」に改める。

(岐阜県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部改正)

第二条 岐阜県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則(平成三十年岐阜県教育委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第四十七条の六第一項」を「第四十七条の五第一項」に改める。

第二条中「第四十七条の六第二項第一号」を「第四十七条の五第二項第一号」に改める。

### 附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

## 目 次

### 教育委員会規則

教育長に対する権限の委任等に関する規則及び岐阜県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則

(教育総務課)

岐阜県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

(同)

岐阜県教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずる措置に関する規則

(教職員課)

岐阜県教育職員免許法施行規則の一部を改正する規則

(同)

### 教育委員会教育長訓令甲

岐阜県教育委員会事務局職員等の服務規程の一部を改正する訓令

(教育総務課)

岐阜県教育委員会事務局職員等倫理規程の一部を改正する訓令

(同)

六

岐阜県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月二十七日

岐阜県教育委員会

教育長 安 福 正 寿

岐阜県教育委員会規則第二号

岐阜県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

岐阜県教育委員会事務局組織規則（昭和三十八年岐阜県教育委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第二条の表教育総務課の項中「教育企画係」を「教育企画第一係、教育企画第二係」に改める。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

岐阜県教育委員会の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずる措置に関する規則をここに公布する。

令和二年三月二十七日

岐阜県教育委員会

教育長 安 福 正 寿

岐阜県教育委員会規則第三号

岐阜県教育委員会の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずる措置に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、岐阜県教育委員会の給与その他の勤務条件の特例に関する条例（昭和四十六年岐阜県条例第三十七号。以下「条例」という。）第七条の規定に基づき、教育職員（条例第二条に規定する教育職員であつて、県が設置する学校に勤務するものに限る。以下同じ。）の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保

を図るために講ずる措置に関し必要な事項を定めるものとする。

（時間外在校等時間の上限方針）

第二条 教育委員会は、教育職員の在校等時間（公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針（令和二年文部科学省告示第一号（第3（1）に規定する在校等時間をいう。）から所定の勤務時間（条例第六条第一項各号に掲げる日以外の日における正規の勤務時間（同項に規定する正規の勤務時間をいう。）をいう。以下同じ。）を除いた時間（以下「時間外在校等時間」という。）が次に掲げる時間の範囲内となるよう、教育職員の業務量の適切な管理を行うものとする。

- 一 一箇月について四十五時間
- 二 一年について三百六十時間

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、教育職員が児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合は、次の各号に掲げる時間又は月数がそれぞれ当該各号に定める時間又は月数の範囲内となるよう、教育職員の業務量の適切な管理を行うものとする。

- 一 時間外在校等時間 次に掲げる時間
- イ 一箇月について百時間未満
- ロ 一年について七百二十時間

二 一年のうち一箇月における時間外在校等時間が四十五時間を超える月数 六箇月  
三 一箇月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の一箇月、二箇月、三箇月、四箇月及び五箇月の期間を加えたそれぞれの期間における時間外在校等時間の一箇月当たりの平均時間 八十時間

3 教育委員会は、教育職員の時間外在校等時間又は前項第二号若しくは第三号に掲げる月数若しくは時間が前二項に規定する時間又は月数を超えた場合には、当該教育職員が勤務する学校における業務、環境整備等の状況について、検証を行うものとする。

(委任)

第三条 この規則に定めるもののほか、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

岐阜県教育職員免許法施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月二十七日

岐阜県教育委員会

教育長 安 福 正 寿

岐阜県教育委員会規則第四号

岐阜県教育職員免許法施行規則の一部を改正する規則

岐阜県教育職員免許法施行規則（昭和三十七年岐阜県規則第四十八号・岐阜県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

別記第五号様式を次のように改める。





別記第十五号様式の二及び別記第十八号様式中

に改める。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

細・外

を

併 添

### 教育委員会教育長訓令甲

岐阜県教育委員会訓令甲第三号

事務局一般  
各県立学校

岐阜県教育委員会事務局職員等の服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和二年三月二十七日

岐阜県教育委員会

教育長 安 福 正 寿

岐阜県教育委員会事務局職員等の服務規程の一部を改正する訓令

岐阜県教育委員会事務局職員等の服務規程（昭和三十九年岐阜県教育委員会訓令甲第二号）の一部を次のように改正する。

附 則

この訓令は、令和二年四月一日から施行する。

岐阜県教育委員会訓令甲第四号

事務局一般  
各県立学校

岐阜県教育委員会事務局職員等倫理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和二年三月二十七日

岐阜県教育委員会

教育長 安 福 正 寿

岐阜県教育委員会事務局職員等倫理規程の一部を改正する訓令

岐阜県教育委員会事務局職員等倫理規程（平成九年岐阜県教育委員会訓令甲第四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「常時」を削り、「勤務する者」の下に「特別職の職員を除く。」を加える。別記様式中「~~裁~~」を「~~裁~~外」に改める。

附 則

この訓令は、令和二年四月一日から施行する。

令和二年三月二十七日発行

発行者  
発行所

岐阜市数田南二丁目一番一  
岐阜県庁

編集  
岐阜市三輪ふりとびあ十三  
岐阜文芸社